

# 民間給与関係資料

# 平成 27 年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## 1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、平成 27 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

## 2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

## 3 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 613 事業所

### (2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

### (3) 調査実人員

初任給関係 305 人（行政職に相当する調査実人員 224 人）、初任給関係以外の調査職種 5,990 人（行政職に相当する調査実人員 5,042 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、42,068 人であり、行政職に相当するものは 33,138 人である。）

## 4 調査対象の抽出

### (1) 事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 12 層に層化し、これらの層から 125 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第 14 表のとおりである。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

## 5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 14 表 産業別・企業規模別調査事業所数

企業規模 産業分類	規 模 計					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 113	事業所 12	事業所 23	事業所 12	事業所 48	事業所 18
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	2	1	1	—	—	—
製 造 業	84	10	16	7	35	16
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	7	—	1	1	4	1
卸 売 業 , 小 売 業	5	—	1	3	1	—
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	1	—	—	—	1	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	14	1	4	1	7	1

注 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が 1 所、調査不能の事業所が 11 所あった。

2 調査対象事業所 125 所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 1 所を除いた 124 所に占める調査完了事業所 113 所の割合（調査完了率）は、91.1%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」（郵便局に分類されるものを除く。）および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

## 第15表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

### その1 事務・技術関係職種

#### 1 規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	4	53.4	822,705	0	822,705	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人 以上、本表3規模 100人以上500人未 満および本表4規 模100人未満の対 応級欄参照のこ と。
大学卒	3	53.8	845,507	0	845,507		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	18	53.1	684,005	0	684,005	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	10	54.9	716,306	0	716,306		
短大卒	2	52.1	836,907	0	836,907		
高校卒	6	50.9	587,676	0	587,676		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	98	52.6	639,936	4,444	635,492	2課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	70	53.3	675,066	4,965	670,101		
短大卒	5	49.6	594,963	0	594,963		
高校卒	23	51.6	556,222	3,945	552,277		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	151	52.2	683,872	277	683,595	同 上	同 上
大学卒	126	52.6	709,583	325	709,258		
短大卒	4	49.3	730,239	0	730,239		
高校卒	20	50.4	524,424	42	524,382		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	14	51.5	507,772	250	507,522	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級専 門職 中間職(部長一課長間)	同 上
大学卒	10	51.8	522,223	0	522,223		
短大卒	3	50.1	456,467	1,060	455,407		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	33	50.3	612,643	28	612,615	同 上	同 上
大学卒	23	49.7	631,271	41	631,230		
短大卒	3	49.7	579,729	0	579,729		
高校卒	7	51.9	568,653	0	568,653		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	236	48.7	559,527	11,428	548,099	2係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	同 上
大学卒	169	48.7	587,861	10,590	577,271		
短大卒	19	45.7	493,072	4,624	488,448		
高校卒	48	50.1	488,378	16,900	471,478		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	430	47.7	570,807	3,793	567,014	同 上	同 上
大学卒	306	47.0	585,040	2,407	582,633		
短大卒	45	49.7	556,064	7,223	548,841		
高校卒	77	49.7	518,605	8,188	510,417		
中学卒	2	47.0	425,638	0	425,638		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

注2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
51	45.1	564,994	72,833	492,161			
大学卒	38	44.4	610,762	83,179	527,583		
短大卒	4	48.0	396,923	14,368	382,555		
高校卒	9	46.9	419,369	47,113	372,256		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	78	45.6	490,581	43,629	446,952	同 上	同 上
大学卒	52	43.9	518,562	45,456	473,106		
短大卒	6	48.6	465,627	32,656	432,971		
高校卒	19	48.4	437,499	44,627	392,872		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係長	340	45.0	454,211	73,948	380,263		
大学卒	176	42.8	452,326	70,687	381,639		
短大卒	39	47.7	453,062	71,150	381,912		
高校卒	124	47.1	456,726	78,804	377,922		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	478	42.3	476,863	77,979	398,884	同 上	同 上
大学卒	279	40.4	479,676	77,108	402,568		
短大卒	64	43.0	464,183	72,188	391,995		
高校卒	134	47.3	477,419	84,507	392,912		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務主任	167	42.6	357,678	53,692	303,986		
大学卒	75	40.1	376,672	54,497	322,175		
短大卒	31	43.2	305,376	34,734	270,642		
高校卒	61	44.9	362,397	62,103	300,294		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	428	38.2	426,798	74,986	351,812	同 上	同 上
大学卒	321	36.8	429,653	77,322	352,331		
短大卒	41	39.5	407,327	67,636	339,691		
高校卒	65	44.7	423,946	66,742	357,204		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	1,233	38.7	321,137	32,683	288,454		
大学卒	483	35.5	363,532	42,846	320,686		
短大卒	203	39.1	293,505	26,184	267,321		
高校卒	537	41.1	293,361	25,964	267,397		
中学卒	10	46.6	304,253	29,599	274,654		
技術係員	1,283	34.3	330,926	52,812	278,114	同 上	同 上
大学卒	678	31.7	337,822	59,310	278,512		
短大卒	152	35.4	302,812	40,261	262,551		
高校卒	445	37.8	327,282	46,268	281,014		
中学卒	8	47.9	379,872	47,257	332,615		

注3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員 50 人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9 級
大学卒	4	53.4	822,705	0	822,705		
短大卒	3	53.8	845,507	0	845,507		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	X	X	X	X	X		
工場長	14	53.9	725,869	0	725,869	構成員 50 人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	9	54.6	748,836	0	748,836		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	4	52.0	603,454	0	603,454		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	69	52.4	716,038	6,481	709,557	2 課以上または構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	56	53.0	733,670	5,770	727,900		
短大卒	3	48.8	574,248	0	574,248		
高校卒	10	49.9	652,397	12,433	639,964		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	112	52.8	745,371	384	744,987	同 上	同 上
大学卒	103	53.0	749,816	414	749,402		
短大卒	3	48.0	811,660	0	811,660		
高校卒	6	50.8	627,258	0	627,258		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	5	54.8	640,645	0	640,645	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職 (部長—課長間)	同 上
大学卒	4	54.8	656,909	0	656,909		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	13	50.0	660,532	97	660,435	同 上	同 上
大学卒	10	49.1	642,504	131	642,373		
短大卒	2	49.2	651,179	0	651,179		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	203	49.0	595,340	13,929	581,411	2 係以上または構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 7 級、8 級
大学卒	156	48.8	611,597	11,735	599,862		
短大卒	14	46.4	550,502	7,030	543,472		
高校卒	33	50.8	528,197	28,397	499,800		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	335	47.5	604,220	2,572	601,648	同 上	同 上
大学卒	255	46.9	606,092	1,786	604,306		
短大卒	33	49.0	620,326	6,941	613,385		
高校卒	47	50.5	577,276	4,507	572,769		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
大学卒	37	43.2	668,074	98,154	569,920		
短大卒	29	43.0	717,372	110,246	607,126		
高校卒	3	46.5	405,681	23,318	382,363		
中学卒	5	42.9	417,606	42,997	374,609		
技術課長代理	—	—	—	—	—	同上	同上
大学卒	58	44.9	517,672	30,282	487,390		
短大卒	45	43.8	526,752	32,670	494,082		
高校卒	4	49.8	542,185	56,927	485,258		
中学卒	9	48.6	459,772	6,789	452,983		
事務係長	240	44.8	497,853	91,617	406,236	係の長および係長級専門職	行政職 3級、4級
大学卒	127	42.6	494,289	85,186	409,103		
短大卒	23	46.2	505,474	97,975	407,499		
高校卒	89	47.6	501,141	98,724	402,417		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	367	42.1	491,134	79,683	411,451	同上	同上
大学卒	229	40.5	489,310	78,539	410,771		
短大卒	50	42.5	473,448	70,613	402,835		
高校卒	88	48.4	514,617	92,561	422,056		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	90	42.0	384,178	73,952	310,226	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
大学卒	44	39.6	397,695	72,122	325,573		
短大卒	16	42.0	327,463	45,854	281,609		
高校卒	30	44.8	393,305	88,508	304,797		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	309	37.1	430,597	80,321	350,276	同上	同上
大学卒	249	35.9	428,132	80,417	347,715		
短大卒	29	39.1	427,230	78,194	349,036		
高校卒	31	45.4	456,682	81,605	375,077		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	716	39.2	345,072	34,569	310,503	同上	行政職 1級
大学卒	271	35.3	416,621	50,555	366,066		
短大卒	109	40.5	301,003	24,016	276,987		
高校卒	330	41.7	303,712	25,675	278,037		
中学卒	6	49.5	292,693	14,609	278,084		
技術係員	835	34.6	332,098	49,405	282,693	同上	同上
大学卒	418	31.2	333,053	54,810	278,243		
短大卒	100	34.3	310,229	42,596	267,633		
高校卒	312	38.7	335,543	44,367	291,176		
中学卒	5	52.7	401,611	41,401	360,210		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	行 政 職 7 級、8 級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	4	50.8	563,083	0	563,083	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	2	49.0	559,160	0	559,160		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	24	53.4	545,643	1,779	543,864	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 お よ び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	12	55.0	546,190	3,463	542,727		
短大卒	2	50.3	611,781	0	611,781		
高校卒	10	52.0	531,818	0	531,818		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	30	50.1	544,257	24	544,233	同 上	同 上
大学卒	19	49.8	573,349	0	573,349		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	10	50.1	486,360	77	486,283		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	9	50.5	466,460	328	466,132	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 お よ び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 一 課 長 間)	同 上
大学卒	6	50.7	470,933	0	470,933		
短大卒	3	50.1	456,467	1,060	455,407		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	16	49.9	616,234	0	616,234	同 上	同 上
大学卒	12	50.0	640,016	0	640,016		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	3	49.0	562,408	0	562,408		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	24	48.1	412,548	769	411,779	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 お よ び 課 長 級 専 門 職	行 政 職 5 級、6 級
大学卒	10	47.6	403,863	1,156	402,707		
短大卒	4	45.6	382,876	790	382,086		
高校卒	10	49.5	433,407	361	433,046		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	77	48.7	467,112	6,755	460,357	同 上	同 上
大学卒	40	48.1	494,174	5,194	488,980		
短大卒	9	51.6	396,499	0	396,499		
高校卒	26	48.7	452,638	12,238	440,400		
中学卒	2	47.0	425,638	0	425,638		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
大学卒	13	48.4	405,192	31,396	373,796		
短大卒	8	47.9	400,258	26,011	374,247		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	4	49.2	420,366	49,441	370,925		
技術課長代理	—	—	—	—	—		
大学卒	18	46.7	444,870	74,273	370,597	同 上	同 上
短大卒	6	43.5	499,393	121,278	378,115		
高校卒	2	47.0	362,618	0	362,618		
中学卒	9	48.0	431,697	66,864	364,833		
事務係長	X	X	X	X	X		
大学卒	73	45.7	390,895	46,690	344,205	係の長および係長級専門職	行政職 3級
短大卒	33	43.3	389,023	48,141	340,882		
高校卒	13	49.5	414,655	47,279	367,376		
中学卒	27	46.9	382,157	44,616	337,541		
技術係長	—	—	—	—	—		
大学卒	96	43.2	419,263	72,846	346,417	同 上	同 上
短大卒	43	40.1	416,313	70,297	346,016		
高校卒	14	45.8	413,723	80,766	332,957		
中学卒	38	45.7	423,688	72,831	350,857		
事務主任	X	X	X	X	X		
大学卒	66	43.2	341,979	40,730	301,249	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
短大卒	26	40.8	366,746	44,668	322,078		
高校卒	14	44.2	293,693	27,791	265,902		
中学卒	26	45.1	344,100	44,132	299,968		
技術主任	—	—	—	—	—		
大学卒	108	41.3	420,866	60,227	360,639	同 上	同 上
短大卒	68	40.0	440,424	65,792	374,632		
高校卒	11	40.6	352,092	41,849	310,243		
中学卒	28	44.5	398,951	52,733	346,218		
事務係員	X	X	X	X	X		
大学卒	411	37.8	292,015	31,067	260,948	行政職 1級	
短大卒	172	35.9	303,783	34,332	269,451		
高校卒	74	37.4	287,079	28,366	258,713		
中学卒	161	40.0	279,947	27,961	251,986		
技術係員	4	41.1	325,811	57,553	268,258		
大学卒	350	32.9	335,568	63,381	272,187	同 上	
短大卒	219	32.1	348,185	68,313	279,872		
高校卒	32	35.6	281,980	36,311	245,669		
中学卒	96	34.3	317,658	58,011	259,647		
事務係員	3	34.7	320,010	63,381	256,629		

4 規模 100 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	行 政 職 6 級、7 級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	—	—	—	—	—	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	5	50.3	442,918	0	442,918	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 お よ び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	2	45.0	460,995	0	460,995		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	3	53.8	430,866	0	430,866		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	9	53.9	501,384	0	501,384	同 上	同 上
大学卒	4	57.5	498,918	0	498,918		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	4	50.8	498,246	0	498,246		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	—	—	—	—	—	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 お よ び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	4	52.8	479,120	0	479,120	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	3	53.8	498,460	0	498,460		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	9	47.1	426,203	3,333	422,870	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 お よ び 課 長 級 専 門 職	行 政 職 5 級
大学卒	3	48.2	391,910	3,333	388,577		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	5	47.9	438,436	4,000	434,436		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	18	46.6	421,265	13,484	407,781	同 上	同 上
大学卒	11	44.5	427,741	6,583	421,158		
短大卒	3	50.8	399,282	36,700	362,582		
高校卒	4	49.0	419,943	15,050	404,893		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳				前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	2	51.0	351,982	27,727	324,255	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	27	43.6	336,020	31,551	304,469	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	16	43.1	329,265	29,914	299,351		
短大卒	3	46.5	352,109	41,375	310,734		
高校卒	8	43.4	343,495	31,139	312,356		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	15	41.6	390,860	54,695	336,165	同 上	同 上
大学卒	7	38.8	436,890	51,742	385,148		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	8	44.0	350,584	57,279	293,305		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	11	41.9	294,035	12,154	281,881	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	5	39.1	299,952	0	299,952		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	5	44.7	299,324	22,738	276,586		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	11	44.0	353,952	47,158	306,794	同 上	同 上
大学卒	4	48.8	339,917	50,100	289,817		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	6	41.8	361,638	53,056	308,582		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	106	38.4	271,615	25,332	246,283	行政職 1級	
大学卒	40	35.3	284,575	30,435	254,140		
短大卒	20	40.1	282,821	27,711	255,110		
高校卒	46	40.3	255,474	19,861	235,613		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	98	38.2	289,665	35,107	254,558	同 上	
大学卒	41	35.1	314,472	44,443	270,029		
短大卒	20	42.2	296,703	33,149	263,554		
高校卒	37	39.4	258,296	25,868	232,428		
中学卒	—	—	—	—	—		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
研 究 所 長	3	50.5	729,333	0	729,333	構成員 50 人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
研究部(課)長	60	49.5	638,686	5,178	633,508	2 室(係)以上または構成員 7 人以上 の部(課)の長
研究室(係)長	56	38.3	429,026	21,179	407,847	構成員 3 人以上の室(係)の長
主任 研 究 員	55	33.8	376,238	35,311	340,927	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研 究部(課)長および研究室(係)長を 除く。)
研 究 員	147	34.7	346,919	26,658	320,261	
研 究 補 助 員	58	33.9	270,357	12,023	258,334	

その3 医療関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
病 院 長	X	X	X	X	X	部下に医師または歯科医師 5 人以上
副 院 長	4	61.3	1,227,917	105,669	1,122,248	上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者
医 科 長	20	57.3	1,168,226	254,029	914,197	部下に医師または歯科医師 1 人以上
医 師	29	44.7	1,170,912	368,249	802,663	
歯 科 医 師	2	36.5	775,884	3,753	772,131	
薬 局 長	2	48.5	576,494	92,971	483,523	部下に薬剤師 2 人以上
薬 剤 師	23	38.1	516,011	100,799	415,212	
診療放射線技師	24	44.7	478,603	69,560	409,043	
臨床検査技師	28	50.2	526,565	69,560	457,005	
栄 養 士	20	34.2	271,156	13,137	258,019	
理 学 療 法 士	29	31.0	293,573	13,796	279,777	
作 業 療 法 士	19	31.1	275,949	10,159	265,790	
総 看 護 師 長	7	51.8	577,064	37,176	539,888	部下に看護師長 5 人以上
看 護 師 長	35	48.2	451,434	36,350	415,084	部下に看護師または准看護師 5 人以上
看 護 師	112	41.6	431,586	69,645	361,941	
准 看 護 師	21	50.7	344,654	63,439	281,215	

その4 教育関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成27年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
大学教授	人 68	歳 54.1	円 949,241	円 53,870	円 895,371	
大学准教授	45	43.0	776,657	34,113	742,544	
大学講師	22	40.8	671,092	58,974	612,118	
大学助教	5	43.7	772,440	900	771,540	
高等学校教頭	X	X	X	X	X	
高等学校教諭	27	51.6	526,524	18,163	508,361	

その5 技能・労務関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成27年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
電話交換手	人 3	歳 46.8	円 415,215	円 22,630	円 392,585	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手	2	56.2	472,395	137,887	334,508	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守衛	18	53.6	434,273	65,359	368,914	
用務員	2	55.5	184,600	0	184,600	

その6 再雇用者（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成27年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	人 3	歳 62.2	円 670,438	円 0	円 670,438	その1の1規模計の備考欄参照
事務・技術部長	6	62.5	471,690	0	471,690	
事務・技術部次長	X	X	X	X	X	
事務・技術課長	11	63.0	364,900	0	364,900	
事務・技術課長代理	4	62.5	316,233	701	315,532	
事務・技術係長	11	61.7	269,402	9,463	259,939	
事務・技術主任	3	61.6	257,642	4,560	253,082	
事務・技術係員	159	62.2	240,882	8,605	232,277	

## 第16表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(平成27年4月)

職 種	学 歴	規 模 計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	規模 100 人未満	
		円	円	円	円	
新卒事務員・技術者計	大学卒	198,731	205,338	192,867	※ 190,600	
	短大卒	180,879	186,179	174,449	X	
	高校卒	161,569	162,667	161,992	X	
	新卒事務員	大学卒	194,798	202,933	189,021	X
		短大卒	※ 167,524	-	※ 167,524	-
		高校卒	163,230	※ 163,886	※ 162,801	-
	新卒技術者	大学卒	203,197	207,632	198,183	X
		短大卒	183,633	186,179	※ 180,793	X
		高校卒	160,305	※ 162,066	※ 160,787	X
新卒高等学校教諭	大学卒	X	-	X	-	
新卒研究員	大学卒	X	-	X	-	
新卒研究補助員	短大卒	※ 191,805	X	-	X	
準新卒薬剤師	大学卒	X	X	-	-	
準新卒看護師	養成所卒	※ 214,645	X	X	-	

注1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成26年度中に資格免許を取得し、平成27年4月までの間に採用された場合をいう。

3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

## 第17表 民間における家族（扶養）手当の支給状況

その1 家族（扶養）手当の支給状況および配偶者の収入制限の状況

手当制度がある	配偶者に手当を支給する			配偶者に手当を支給しない	手当制度がない
	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない			
81.1%	(86.9%)	[73.3%]	[26.7%]	(13.1%)	18.9%

注1 ( )内は、家族（扶養）手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ]内は、配偶者に家族（扶養）手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族（扶養）手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族（扶養）手当を見直す予定がある	配偶者に対する家族（扶養）手当を見直す予定がない
7.8%	92.2%

注 配偶者に家族（扶養）手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,727円
配偶者と子1人	19,762円(6,035円)
配偶者と子2人	25,194円(5,432円)

注1 支給月額は、配偶者に家族（扶養）手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2 ( )内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

**第 18 表 民間における住宅(住居)手当の支給状況**

支給の有無	事業所割合
支給する	46.4%
支給しない	53.6%
借家・借間居住者に対する住宅(住居)手当月額の最高支給額の平均額の階層	26,000円以上 27,000円未満

**第 19 表 民間における特別給の支給状況**

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	350,178	280,603
	上半期 (A2)	350,525	285,370
特別給の支給額	下半期 (B1)	718,467	590,443
	上半期 (B2)	758,325	593,146
特別給の支給割合		月分	月分
	下半期 (B1/A1)	2.05	2.10
	上半期 (B2/A2)	2.16	2.08
	年間計	4.21	4.18
年間の平均		4.21	

注1 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

**第 20 表 民間における初任給の改定状況**

学 歴	企 業 規 模	新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
			増 額 %	据 置 き %	減 額 %	
大学卒	規模計	32.4	(49.3)	(50.7)	-	67.6
	500人以上	33.9	(76.4)	(23.6)	-	66.1
	100人以上 500人未満	38.3	(32.8)	(67.2)	-	61.7
	100人未満	11.1	-	(100.0)	-	88.9
高校卒	規模計	19.8	(44.6)	(50.1)	(5.3)	80.2
	500人以上	24.6	(46.4)	(53.6)	-	75.4
	100人以上 500人未満	20.5	(37.5)	(51.1)	(11.4)	79.5
	100人未満	5.6	(100.0)	-	-	94.4

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

**第 21 表 民間における給与改定の状況**

役職段階	項 目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	44.5	1.8	—	53.7
課 長 級	37.8	3.3	—	58.9

注 ベースアップ慣行の有無が不明およびベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

**第 22 表 民間における定期昇給の実施状況**

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
		%	%	%			
係 員	90.9	90.9	33.1	8.4	49.4	—	9.1
課 長 級	86.2	86.2	28.6	9.3	48.3	—	13.8

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

**第 23 表 民間における定期昇給制度の状況**

役職段階	企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給			定期昇給 制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	規模計	93.1	35.7	91.2	49.7	6.9
	500人以上	96.2	32.5	93.2	45.7	3.8
	100人以上500人未満	93.8	41.4	90.7	54.3	6.2
	100人未満	83.3	26.7	86.7	46.7	16.7
課 長 級	規模計	89.9	31.0	91.4	48.8	10.1
	500人以上	91.5	33.4	93.3	48.5	8.5
	100人以上500人未満	91.1	30.5	91.5	52.0	8.9
	100人未満	83.3	26.7	86.7	40.0	16.7

注 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

**第 24 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況**

企業規模	項 目	係 員		課 長 級		部 長 級	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計		%	%	%	%	%	%
	500人以上	51.8	48.2	36.1	63.9	38.4	61.6
	100人以上500人未満	53.9	46.1	30.7	69.3	34.7	65.3
	100人未満	52.6	47.4	42.4	57.6	43.5	56.5
	100人未満	45.0	55.0	31.0	69.0	31.9	68.1

**第 25 表 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況**

割 増 賃 金 率	適 用 従 業 員		(参考) 適 用 事 業 所	
	割 合	累 積 割 合	割 合	累 積 割 合
	%	%	%	%
31%以上	3.8	3.8	10.2	10.2
30%	46.4	50.2	27.6	37.8
29%	0.0	50.2	0.0	37.8
28%	4.6	54.8	1.6	39.3
27%	0.0	54.8	0.0	39.3
26%	1.9	56.7	2.0	41.3
25%	43.3	100.0	58.7	100.0

注 適用従業員および適用事業所の割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

**第 26 表 民間における公的年金が支給されない再雇用者(フルタイム勤務)の給与水準の状況**

	公的年金が支給される同じ職種・職位のフルタイムの再雇用者と比べて			再雇用者に賞与を支給していない
	同じ	高い	低い	
	%	%	%	%
月例給与	90.1	7.5	2.4	—
年間賞与	79.5	6.7	2.4	11.4
年間給与	88.2	9.4	2.4	—

注 定年年齢が 60 歳であり、かつ、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を 100 とした割合である。